

三重とこわか国体 四日市市防疫対策実施要項

1 趣旨

この要項は、第76回国民体育大会四日市市医事・衛生基本計画に基づき、第76回国民体育大会「三重とこわか国体」（以下「大会」という。）における防疫対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

三重とこわか国体・三重とこわか大会四日市市実行委員会は、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て防疫対策を実施する。

3 防疫対策

(1) 衛生に対する意識の向上

感染症の発生予防のため、市民及び参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いはじめとする感染対策等、予防に向けた取組みを推奨する。

(2) 感染症に関する情報収集及び提供

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。また、四日市市での流行状況を常に監視し、ホームページ等を活用し、大会参加者等への情報提供及び注意喚起を行う。

(3) 感染症患者に対する措置

大会参加者等に感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合は、法律等に基づき必要な措置を講じる。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における防疫対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付則

この要項は、平成31年 3月 8日から施行する。